

総 税 都 第 2 4 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
の一部改正について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第30号）は令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日総税都第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」について、別添1「新旧対照表」のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからリまでに掲げる規定以外の規定 令和7年4月1日

ロ 第2章3 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）の施行の日

ハ 第2章15の2 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書を提出する場合

ニ 第2章15の3 令和8年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する場合

ホ 第2章49の2（2）及び50柱書（「（17）及び（18）」を「（16）及び（17）」に改める部分を除く。） 令和8年4月1日

ヘ 第3章4の4の2及び4の4の7から4の4の9 令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

- ト 第3章5の3（「及び5の4」を加える部分に限る。）及び5の4 令和8年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税
- チ 第7章2（10）（「法附則第12条の2」を「法附則第12条の2の2」に改める部分に限る。） 令和8年4月1日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税
- リ 第9章13、20、24、26及び29 令和7年4月1日以後の軽油の引取り及び消費に対して課すべき軽油引取税